

山形海区漁業調整委員会指示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

令和 7 年 2 月 18 日

山形海区漁業調整委員会
会 長 加 藤 栄

1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

- (1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

海 域	使用することができる光源		集魚灯の消費電力合計の最高限度
	種 類	個 数	
山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第 1 号）	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1 個（消費電力が 3 キロワット以内のものに限る。） 船上使用 3 個以内	10 キロワット
山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第 2 号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1 個 船上使用 3 個以内	10 キロワット
山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第 1 号」という。）から真方位 292 度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第 3 号」という。）から真方位 294 度 43 分の線との間における最大高潮時海岸線から 6,000 メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第 2 号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域	白熱灯又は放電灯	水中使用 1 個 船上使用 3 個以内	10 キロワット
基点第 3 号、基点第 3 号から真方位 294 度 43 分 5,000 メートルの点（以下「アの点」という。）、平成 17 年 9 月 30 日における鶴岡市と西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第 4 号」という。）から真方位 294 度 43 分の線との間における最大高潮時海岸線から 6,000 メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第 2 号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	制限なし	10 キロワット

いう。) から真方位 295 度 45 分 5,000 メートルの点 (以下「イの点」という。) 及び基点第 4 号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域			
アの点、基点第 3 号から真方位 294 度 43 分 6,500 メートルの点 (以下「ウの点」という。)、基点第 4 号から真方位 295 度 45 分 6,500 メートルの点 (以下「エの点」という。)、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域	白熱灯又は放電灯 (メタルハライドランプを除く。)	制限なし	1 月から 6 月までの間は 10 キロワット、7 月から 12 月までの間は 30 キロワット
基点第 3 号から真方位 294 度 43 分の線と基点第 4 号から真方位 295 度 45 分の線の間における最大高潮時海岸線から 7,400 メートル以内の海域から基点第 3 号、ウの点、エの点及び基点第 4 号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域	白熱灯又は放電灯 (メタルハライドランプを除く。)	制限なし	30 キロワット
基点第 4 号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点 (以下「基点第 5 号」という。) から磁針方位西北西 5,000 メートルの点 (以下「オの点」という。) 及び基点第 5 号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域 (免許番号海共第 4 号) 及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域	白熱灯又は放電灯 (メタルハライドランプを除く。)	水中使用 1 個 船上使用 3 個以内	10 キロワット
イの点、エの点、基点第 5 号から磁針方位西北西 6,500 メートルの点 (以下「カの点」という。)、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域	白熱灯又は放電灯 (メタルハライドランプを除く。)	水中使用 1 個 船上使用 3 個以内	1 月から 6 月までの間は 10 キロワット、7 月から 12 月までの間は 30 キロワット

基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域	白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。）	水中使用 1個 船上使用 3個以内	30キロワット
基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域	白熱灯又は放電灯	制限なし	30キロワット

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、船舶が火光を利用した遊漁を行ってはならない。

2 制限期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで